

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

告示（選）

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………三

公告

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に規定する知事が定める数……………三
- ……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…三

告示

東京都告示第八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和七年二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和七年二月十三日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社アルカ

(二) 代表者氏名 代表取締役 廣瀬 貴士

(三) 主たる事務所の所在地 文京区湯島三丁目四十七番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五五七四号

(五) 免許年月日 令和二年十一月二十日

東京都告示第八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月六日

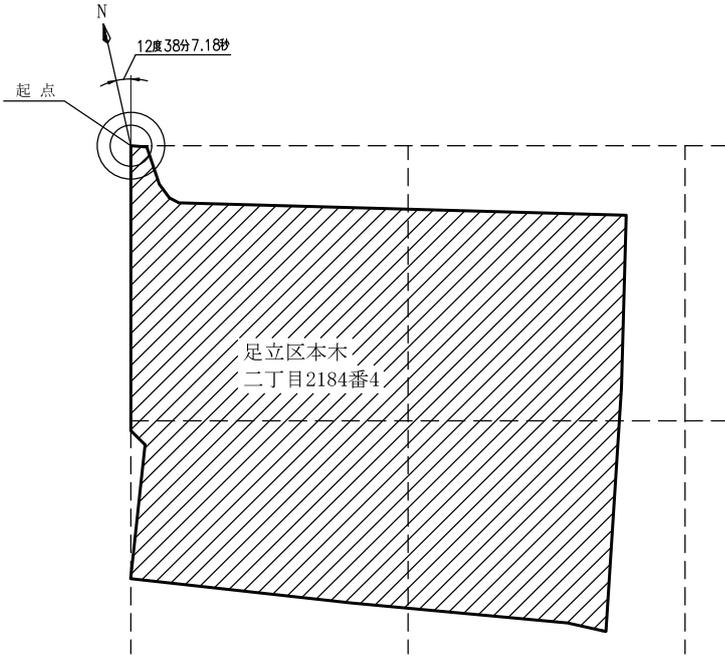
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区本木二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区本木二丁目2184番4の最北端とする。

【格子の回転角度(12度38分7.18秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年二月六日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

- 介護付有料老人ホーム 新宿区若葉二丁目十二番地五
- チャームスイート四谷
- そんぼの家 大森西 大田区大森西七丁目六番三十号

●東京都選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和七年二月六日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

医療法人啓仁会 吉祥寺 武蔵野市吉祥寺南町三丁目十四
南病院 番四号
医療法人啓仁会 森本病 武蔵野市吉祥寺本町二丁目二番
院 五号

公 告

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

政令に規定する知事が定める数について

令和七年度における、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項に規定する知事が定める数は、次のとおりとする。

令和七年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 医療費指数反映係数

算定政令第九条第三項の知事が定める数は、〇・六六とする。

二 一般納付金所得係数

算定政令第九条第五項の知事が定める数は、一・三四一七三七八四〇〇一一とする。

三 一般納付金基礎額調整係数

算定政令第九条第八項の知事が定める数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）第十条第一項に掲げる数とし、一・〇一六五九五八八九三三四三とする。

四 後期高齢者支援金等納付金所得係数

算定政令第十条第三項の知事が定める数は、一・三六二六一二六七六一三八一とする。

五 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

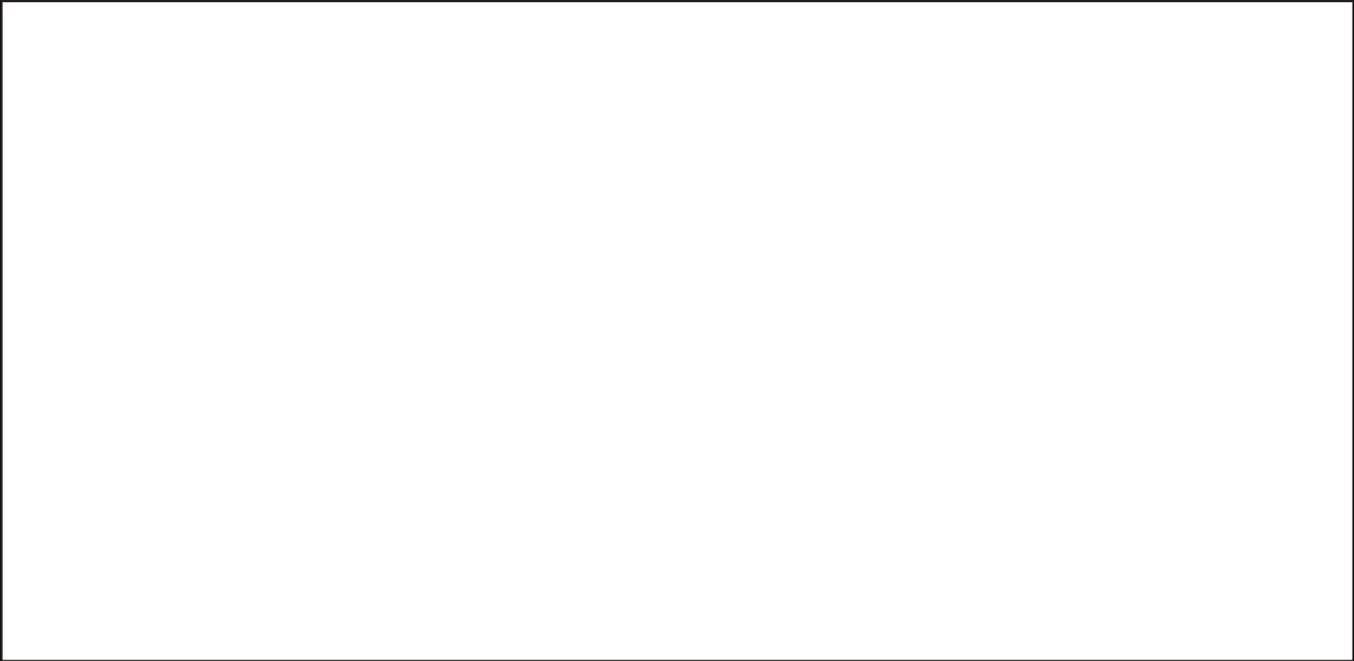
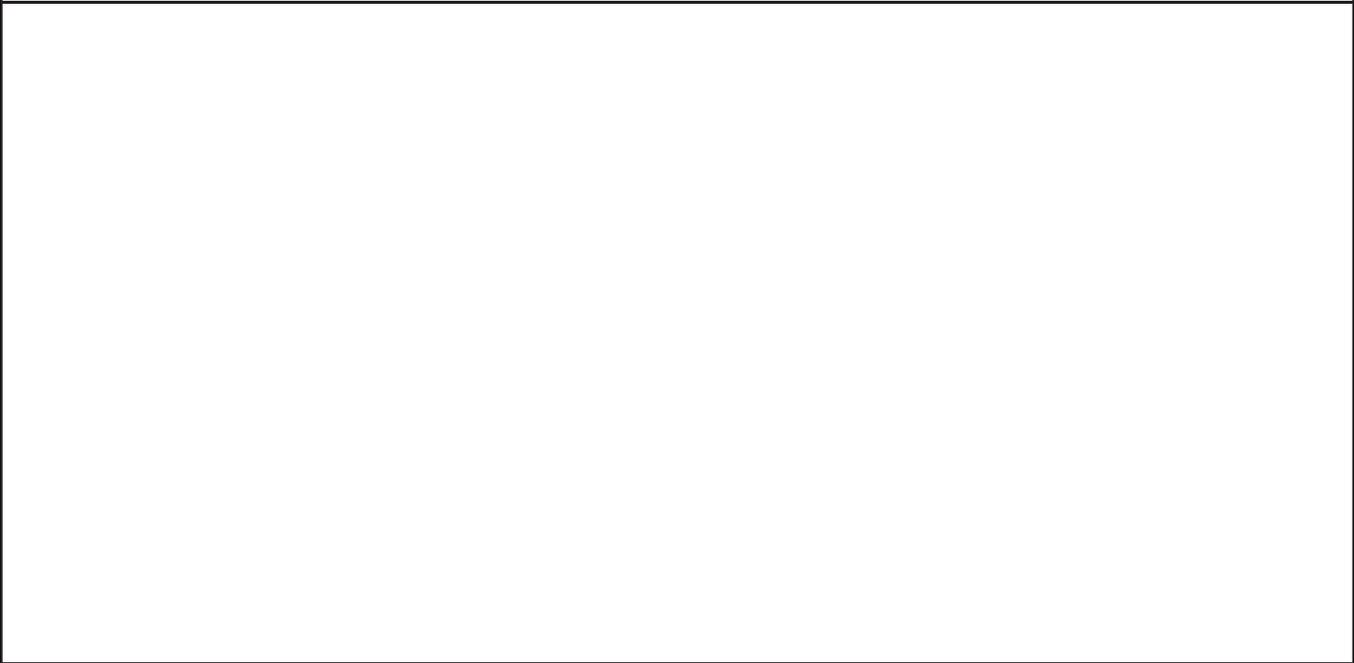
算定政令第十条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第十六条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九九七二〇とする。

六 介護納付金納付金所得係数

算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、一・三四五〇〇五四八一八三八五とする。

七 介護納付金納付金基礎額調整係数

算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九九一六七四とする。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051